

記入例② 届出人が日本人の場合

・ 記入後に訂正、追記、または削除する場合は、修正液を使わず、訂正前の文字が読めるように二重線を引いてください。

死亡届

来館の場合：来館日
郵送の場合：送付日
を書いてください。

令和〇年〇月〇日届出

在スイス日本国大使館 殿

戸籍上の氏を記入してください。

ガイム マイコ

(2) 氏名 外務 麻衣子 男 女

和暦

(3) 生 昭和〇〇年〇月〇日 (生まれてから30日以内に死亡したときは生まれた時期も書いてください) 午前 午後

(4) 死亡したとき 令和〇年〇月〇日 午前 午後 1時36分

(5) 死亡したところ スイス連邦ベルン州ベルン市エフィンゲル通り102番地

(6) 住 所 スイス連邦ベルン州ベルン市エンゲ通り53番地

戸籍謄本に記載の通りに記入。丁目や番地を「-」で省略しないでください。

(7) 筆頭者の氏名 東京都千代田区霞が関2丁目2番地 外務 史郎

(8) 死亡した人の夫または妻 いる (満75歳) いない (未婚 死別 離別)

(10) 死亡したときの世帯のおもな仕事と 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 6. 仕事をしている者のいない世帯

(11) 死亡した人の職業・産業 (国勢調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までに死亡したときだけ書いてください) 職業 産業

その他 死亡証書を添付する。

届出 住所 1. 同居の親族 2. 同居していない親族 3. 同居者 4. 家主 5. 地主 6. 家屋管理人 7. 土地管理人 8. 公設所の長 9. 後見人 10. 保佐人 11. 補助人 12. 任意後見人 13. 任意後見受任者

住所 スイス連邦ベルン州ベルン市エンゲ通り53番地

本籍 東京都千代田区霞が関2丁目2番地 筆頭者の氏名 外務 史郎

署名 (※押印は任意) 外務 史郎 印 昭和〇〇年〇月〇日生

和暦

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。

住所は、州、市町村の順に番地まで書いてください。(病院名は不要)

していただき(役場が相当と認めるときは、1通で足りることもあります。)。2通の場合でも、死亡診断書は、原本1通と写し1通でさしつかえありません。

「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

内縁のものはふくまれません。

には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。

死亡者について書いてください。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)、がん登録等の推進に関する法律に基づく全国がん登録(厚生労働省所管)にも用いられます。

連絡先の記入もお忘れなく!

届出人の電話番号: 031-300-2222

メールアドレス: XXXX@mail.com